

フリーローン

令和4年9月1日現在

商品名	シルバーライフローン (保証会社：株式会社オリエントコーポレーション)
-----	--

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">当金庫の営業地区内に居住又は勤務されている方お申込時満60歳以上、完済時満81歳未満の健康な方で、返済資力のある方株式会社オリエントコーポレーションの保証が受けられる方	
お使いみち	<ul style="list-style-type: none">健康で文化的な生活を営むために必要な資金（事業性資金、旧債返済資金、投機的資金及び遊興費は除きます）資金用途証明書類は原則不要です。 但し、保証会社が必要と判断した場合は、ご提出いただきます。	
ご融資金額	10万円以上100万円以内（1万円単位） 但し、前年度年収の50%以内となります。（公的年金担保融資を利用されてる方の年金は年収とみなされません）	
ご融資期間	5年以内（6カ月単位） 但し、融資実行月が奇数月の場合は、融資期限（完済月）は6カ月の整数倍の前後1カ月とします。	
ご融資利率	年8.8% （注）上記利率は、保証料を含みます。	
お利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年365日とする日割計算	
ご融資形態	証書貸付	
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">隔月元利均等返済とし、年金振込月の15日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に口座から自動振替とします。年間返済額は、前年度年収の30%以内	
保証人・担保	株式会社オリエントコーポレーションが保証しますので不要です。 但し、保証会社の判断により必要となる場合があります。	
徴求書類	本人確認資料	<ul style="list-style-type: none">年金証書の写し運転免許証（表裏）、運転免許証を取得していない場合は、健康保険証、印鑑証明書、個人番号カードのいずれかが必要です。
	所得証明資料	直近の年金支給額を証明する通知書の写しが必要です。 但し、当金庫の口座に公的年金の振込みをご指定いただいている方は不要です。
手数料	お借入時に当金庫所定の融資取扱手数料をお支払いいただきます。	

フリーローン

令和4年9月1日現在

商品名	シルバーライフローン (保証会社：株式会社オリエントコーポレーション)
-----	--

苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none">・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課（9時～17時、電話：096-366-1148）にお申し出ください。・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務部法務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・お申し込み際には、事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。・商品内容の詳細については、当金庫営業日に営業店または業務部（9時～17時、電話：096-366-1123）にお尋ねください。